

2月26日 一部改定

令和5年度
徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金
の手引（手続きについて）



（太陽光発電設備・蓄電池、EV・V2H、ZEH+）

申請受付開始
令和5年8月9日（水）～

徳島県グリーン社会推進課脱炭素推進室

【注意事項】

- ・工事が必要なものについては、対象機器を購入、設置する前に必ず補助金交付申請（事前申請）が必要になります。
- ・受付開始は令和5年8月9日以降です。郵便で申請の場合は、令和5年8月9日以降の消印が有効となります。
- ・取得した財産の処分には制限がかかります。
- ・補助金の申請等を行う場合は、必ず、本手引きと補助金交付要綱をご覧ください。

【9月13日更新項目】

- 「よくある質問」を更新しました。
- P17（1）各事業の共通 Q2を追加しました。
- P21～23（4）ZEH+補助事業 Q8～11を追加しました。

【2月26日更新項目】

- P15（3）ZEH+補助事業 実績報告書類を一部加筆しました。
- P17（1）各事業の共通 Q3を追加しました。

目次

1	補助制度の概要（申請期間・補助の対象者）	1
2	補助の対象となる設備等	2
3	補助対象経費・補助額	6
4	手続きの流れ	8
5	申請時に必要な書類	9
6	補助事業の変更・中止	12
7	実績報告時に必要な書類	14
8	補助金の請求・支払	16
9	取得した財産の処分について	16
10	他の補助金との重複支給	16
11	よくある質問	17
12	問合せ・書類の郵送先	24

1 補助制度の概要（申請期間・補助の対象者）

環境省の重点対策加速化事業を活用し、地域の脱炭素化と再生可能エネルギー等導入に関する事業に対し、補助を行います。補助を行う事業は、以下の3事業になります。

1. 補助対象事業

(1) 太陽光発電設備・蓄電池補助事業

○申請期間

令和5年8月9日（水）から令和6年1月31日（水）まで

○補助の対象者

徳島県内に住所を有する個人（生計を同一にする者が徳島県内に住所を有する場合において、申請をしようとする者が当該住所の建物を所有しているときを含む。）

(2) EV・V2H補助事業

○申請期間

【EV】令和5年8月9日（水）から令和6年2月28日（木）まで

【V2H】令和5年8月9日（水）から令和6年1月31日（水）まで

○補助の対象者

- ①徳島県内に住所を有する個人、県内に事務所若しくは事業所を有する法人（国、地方公共団体を除く。）。ただし、EVまたは、V2Hが自社製品又は100%同一の資本に属するグループ企業からの調達となる者（リース契約の場合は補助対象者の使用者）は補助申請者とししない。（ただし、補助申請者がリース事業者で、かつ、使用者が前述の者に該当しない場合を除く。）
- ②EVの自動車検査証に使用の本拠の位置として徳島県内の地域が記載されていること。
- ③補助申請者がリース事業者の場合は、当該リース事業者が前項第1号から第3号の要件を全て満たす者であること。また、リース事業者は、貸与料に補助金相当額分の値下がりを反映させること。

(3) ZEH+補助事業

○申請期間

令和5年8月9日（水）から令和6年1月31日（水）まで

○補助の対象者

徳島県内に住所を有する個人（生計を同一にする者が徳島県内に住所を有する場合において、申請をしようとする者が当該住所の建物を所有しているときを含む。）

2. 各事業の共通要件

- ①県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- ②申請者（法人の場合は役員を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- ③県税、その他の税について未納がないこと。

2 補助対象となる設備等

以下、補助対象の設備となる要件を示します。本補助金は環境省が実施する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を用いているため、国及び県の交付要件を満たす必要があります。国の交付要件については、「国交付要綱（※注1）」「国実施要領（※注2）」をご覧ください。

（※注1）環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）」を指します。

（※注2）環境省が実施する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）」を指します。

【共通要件】

（国の交付要件）※国交付要綱、国実施要領に基づく

- ①導入する設備は商用化され、中古設備でないこと。
 - ②法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
 - ③国及び国の委託を受けた団体から、本補助金以外の補助金を受けていないこと。
- 等

（県の交付要件）

徳島県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から購入等を行うこと。

【事業ごとの要件】

（1）太陽光発電設備・蓄電池補助事業

（太陽光発電設備）

国の交付要件	<p><u>国交付要綱に準ずること。</u> <u>国実施要領別紙2の2（2）ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。</u> ※以下は代表的な要件の抜粋です。必ず国実施要領を御確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する太陽光発電設備により発電した電力の30%以上を自家消費すること。 ・固定価格買取制度の認定又は、FIP（Feed-in Premium）制度の認定を取得しないこと。
県の交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・PPAによる設備でないこと。 ・リース設備でないこと。 ・太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値が10kW未満のものであること。なお、増設の場合においては、既存分を含めて10kW未満であること。 ・既築住宅であること。 ・工事着工前であること。

(蓄電池)

国の交付要件	<p><u>国交付要綱に準ずること。</u> <u>国実施要領別紙2の2(2)ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。</u> <u>国実施要領別紙2の2(2)ア(イ)の家庭用蓄電池の条件(h~m)の全てを満たすこと。</u></p> <p>※以下は代表的な要件の抜粋です。必ず国実施要領を御確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・本補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。・導入価格(設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。)が155,000円/kWh以下のものであること。・蓄電容量は4,800Ah・セル未満であること。・蓄電池部の初期実効容量は、1.0kWh以上であること。
県の交付要件	<ul style="list-style-type: none">・PPAによる設備でないこと。・リース設備でないこと。・定置用であること。・既築住宅であること。・工事着工前であること。

(2) EV・V2H補助事業
(EV)

国の交付要件	<p><u>国交付要綱に準ずること。</u> <u>国実施要領別紙2の2(2)オ(ネ)に定める交付要件を満たすこと。</u></p> <p>※以下は代表的な要件の抜粋です。必ず国実施要領を御確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方)の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。・通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能なEVであること(「経産省補助金(※注2)」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。)・当該車両については「経産省補助金」との併用は不可。 <p>(※注2) 国が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する車両・充電インフラ等の導入に関する補助金を指します。詳しくは、上記法人のホームページを御覧ください。(https://www.cev-pc.or.jp/)</p>
県の交付要件	<ul style="list-style-type: none">・自動車検査証の初度登録(届出)の日が本補助金の予算の成立日(令和5年7月6日)以降であること。・災害時にEVを活用し、地域等に協力できること。(様式1-7に基づく協力)

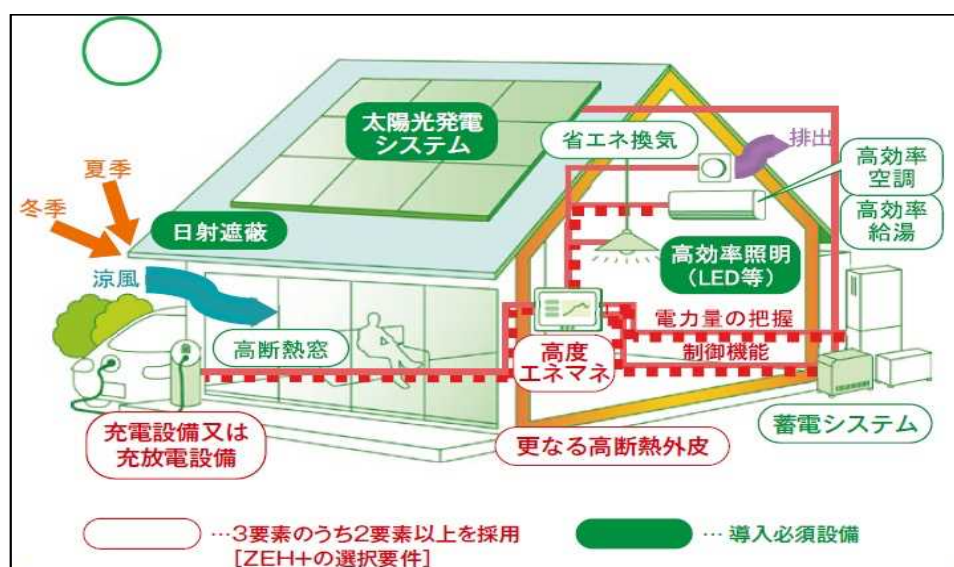
	<ul style="list-style-type: none"> ・EVの自動車検査証に使用の本拠の位置として徳島県内の地域が記載されていること。
--	--

(V2H)

国の交付要件	<p><u>国交付要綱に準ずること。</u> <u>国実施要領別紙2の2(2)オ(ノ)に定める交付要件を満たすこと。</u></p> <p>※以下は代表的な要件の抜粋です。必ず国実施要領を御確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業で導入するEVの付帯設備であること。 ・V2Hについて、拠点において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。 ・「経産省補助金」で交付対象となる銘柄に限る。
県の交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・V2Hの設置場所が、本補助金を用いて導入したEVの自動車検査証における使用の本拠の地域と同じであること。 ・工事着工前であること。

(3) ZEH+補助事業

<p>国の交付要件</p>	<p><u>国交付要綱に準ずること。</u> <u>国実施要領別紙2の2(2)エ(ツ)に定める交付要件を満たすこと。</u> ※以下は代表的な要件の抜粋です。必ず国実施要領を御確認ください。 ・導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)」を例とすること。 ・ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること、かつ以下のIとIIを満たすこと。 I. 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。 II. 次の(a)から(c)2つ以上を選択し導入すること (a) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。 (b) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。</p>
<p>県の交付要件</p>	<p>・徳島県内の新築、新築建売住宅であること。 ・ZEHビルダー/プランナーにより設計、建築等される住宅であること。 ・新築の場合は、工事着工前であること。</p>



住宅イメージ図 (一般社団法人環境共創イニシアチブより引用)

3 補助対象経費・補助額

(1) 太陽光発電設備・蓄電池補助事業

○補助対象経費

- 【太陽光発電設備】 設備費、工事費
【蓄電池】 設備費、工事費

○補助額

- 【太陽光発電設備】 太陽光発電設備に係る公称最大出力(定格出力)の合計値のkW数(注1)×7万円

※上限35万円

(注1)太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とは「太陽電池モジュールの公称最大出力(定格出力)の合計値」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力(定格出力)」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。

- 【蓄電池】 補助対象経費の1/3以内(千円未満切り捨て)

※上限25.8万円

○補助額の計算例(参考)

例① ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が「6.0kW」

・パワーコンディショナーの公称最大出力「5.5kW」

⇒小さい方の値「5.5kW」の小数点以下を切り捨てた「5kW」をもって補助額を算出。

【太陽光発電設備分の補助額】

7万円 × 5kW = 35万円

例② ・蓄電池(蓄電容量10.0kWh)の費用が「155万円(工事費込み・税抜き)」

まず、蓄電池の導入価格の要件「155,000円/kWh以下」の確認が必要

⇒1,550,000円 ÷ 10.0kWh = 155,000円/kWh (導入価格の要件満たす)

【蓄電池分の補助額】

155万円 × 1/3 = 51.6万円 ⇒ 25.8万円(上限額)

例③ ・蓄電池(蓄電容量10.0kWh)の費用が「170万円(工事費込み・税抜き)」

まず、蓄電池の導入価格の要件「155,000円/kWh以下」の確認が必要

⇒1,700,000円 ÷ 10.0kWh = 170,000円/kWh

(導入価格の要件を満たさず補助対象外)

(2) EV・V2H補助事業

○補助対象経費

【EV】 EV（新車に限る。）の購入経費

【V2H】 V2H設備本体（新品に限る。）の購入経費

○補助額

【EV】 蓄電容量（kWh）×2万円

※上限80万円

【V2H】 補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）

※上限75万円

(3) ZEH+補助事業

○補助対象経費

建築・購入に係る費用一式

○補助額

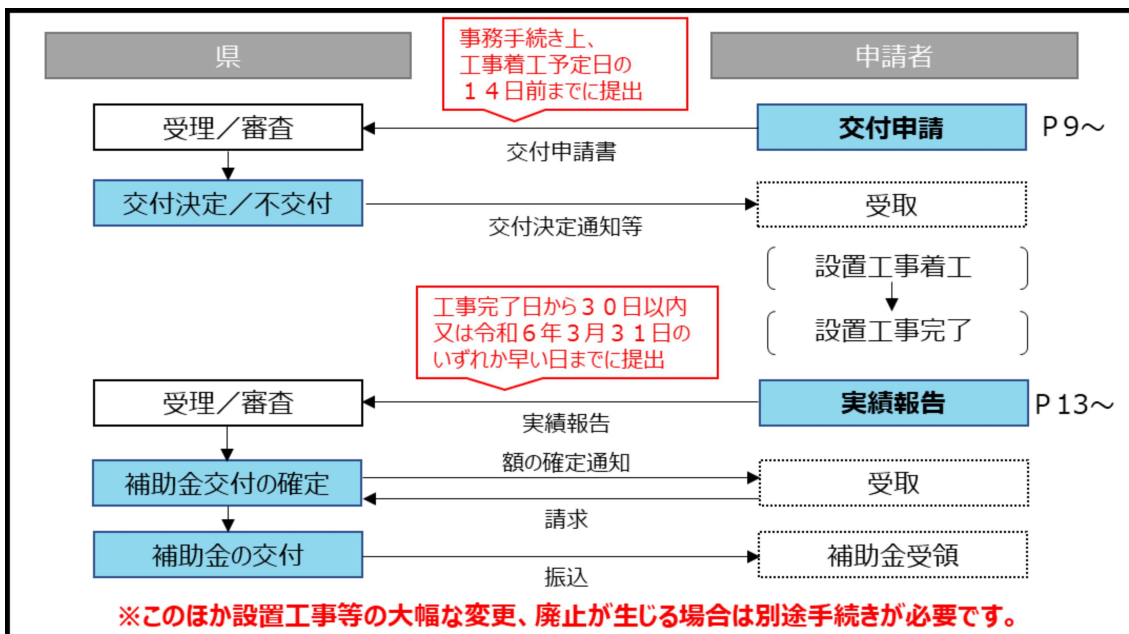
100万円/戸

4 手続きの流れ

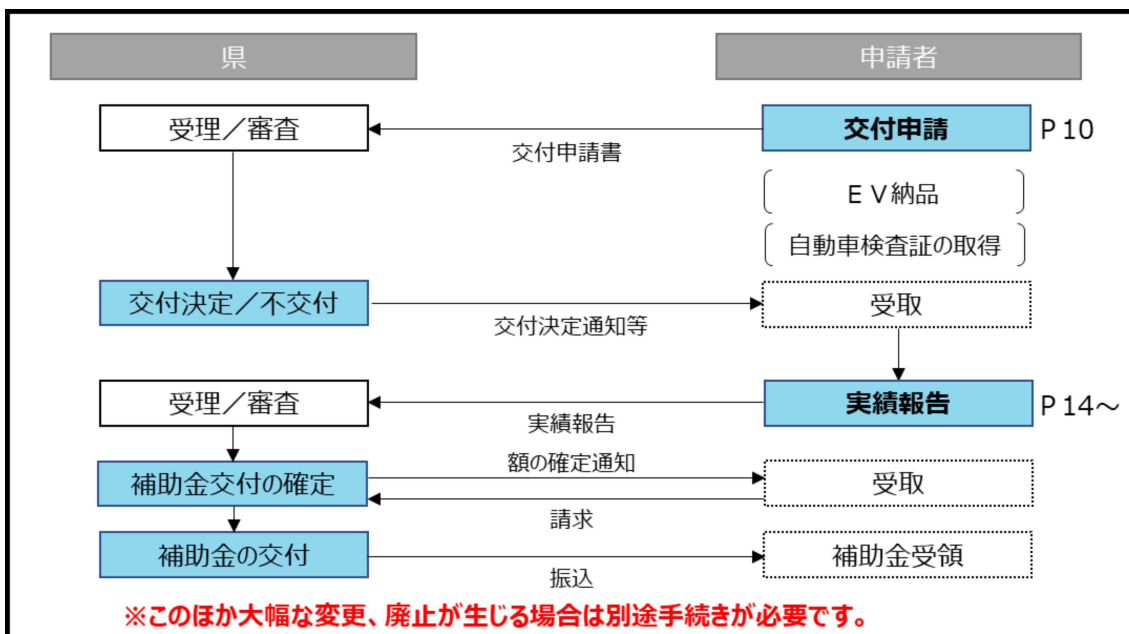
申請の受付開始は、令和5年8月9日（水）からになります。郵便で申請の場合は、令和5年8月9日以降の消印が有効となります。

EVを除き、工事前に申請が必要です。契約済みで構いません。

【EVを除く補助事業の手続きの流れ】



【EV補助事業の手続きの流れ】



5 申請時に必要な書類

交付申請に必要な書類は以下のとおりです。

※状況により、追加で書類を御提出いただく場合がございます。ご承知おきください。

(1) 太陽光発電設備・蓄電池補助事業

	書類	●必須 ○場合によって必要	チェック欄
太陽光発電設備の導入について、以下の書類が必要です。			
1	交付申請書（様式第1号）	●	
2	住民票の写し	●	
3	納税証明書（国税（消費税及び地方消費税等）及び県税に未納がないことを証明するもの。）	●	
4	誓約書（様式1-1）	●	
5	太陽光発電設備設置概要書（様式1-2）	●	
6	住宅の場所を示す位置図（住宅地図等）及び補助対象設備（太陽光発電設備）を設置する場所を示す図面	●	
7	補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し	●	
8	発電する電力の消費量計画書（様式1-3）	●	
9	補助対象設備の設置に係る見積書の写し	●	
10	工事請負契約書の写し（契約済みであるものに限る）	○	
11	その他知事が必要と認める書類	○	
蓄電池も併せて設置する場合は、以下の書類が必要です。			
12	蓄電池設備設置概要書（様式1-4）	●	
13	住宅の場所を示す位置図（住宅地図等）及び補助対象設備（蓄電池）を設置する場所を示す図面	●	
14	補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し	●	
15	補助対象設備の設置に係る見積書の写し	●	
16	蓄電容量が4,800Ah・セル未満であることがわかる書類	●	
17	初期実効容量、廃棄方法がわかる書類	●	
18	震災対策基準の審査に合格したことがわかる書類	●	
19	メーカー保証及びサイクル試験による性能が10年以上であることがわかる書類。	●	
20	JIS C8715-2とJIS C4412-1又はJIS C4412-2に準拠していることがわかる書類。 （リチウムイオン蓄電池の場合に限る）	○	
21	工事請負契約書の写し（契約済みであるものに限る）	○	
22	その他知事が必要と認める書類	○	

(2) EV・V2H補助事業

	書類	●必須 ○場合によって必要	チェック欄
EVの導入について、以下の書類が必要です。			
1	交付申請書（様式第1号）	●	
2	住民票の写し	●	
3	納税証明書（国税（消費税及び地方消費税等）及び県税に未納がないことを証明するもの。）	●	
4	誓約書（様式1-5）	●	
5	事業実施計画書（EV）（様式1-6）	●	
6	EVを活用した地域等への協力者名簿登録書（様式1-7）	●	
7	電力調達方法報告書（様式1-8）	●	
8	自動車検査証の写し	●	
9	補助申請者が車両購入者となっている 注文書、請求書、売買契約書のいずれかの 写し （ただし、車名・グレード及び購入価格が明示されていること。）	●	
10	（自宅の再エネ設備で車両の電力を賄う場合） HEMSのデータなどの当該設備の発電量と自宅の 電力消費量に分かる書類	○	
11	（10に該当しない場合） 再エネの調達に係る契約書 再エネ電力証書 のいずれかの写し （ただし、再エネ調達量が明示されていること。）	○	
12	その他知事が必要と認める書類	○	
V2Hも併せて設置する場合は、以下の書類が必要です。			
13	事業実施計画書（V2H）（様式1-9）	●	
14	申請者宛ての見積書 （メーカー名、型式、購入価格（予定価格）、購入 費の支払条件が明記されていること。）	●	
15	工事請負契約書の写し（契約済みであるものに限る）	○	
16	その他知事が必要と認める書類	○	

(3) ZEH+補助事業

	書類	●必須 ○場合によって必要	チェック欄
1	交付申請書（様式第1号）	●	
2	住民票の写し	●	
3	納税証明書（国税（消費税及び地方消費税等）及び県税に未納がないことを証明するもの。）	●	
4	誓約書（様式1-10）	●	
5	事業実施計画書（様式1-11）	●	
6	建物の平面図	●	
7	BELS評価書（ZEHマークが表示されたもの）の写し	●	
8	エネルギー計算書及び外皮計算書 （いずれもBELS評価機関の押印のあるもの）	●	
9	（ZEH+の選択条件で（手引5ページ「国の交付要件」Ⅱ（b）「HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。」を選択した場合）各種設備のカタログ	○	
10	（ZEH+の選択条件で（手引5ページ「国の交付要件」Ⅱ（c）「再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること」を選択した場合）EVの電源が明示された図面、カタログ等	○	
11	補助対象設備のカタログ等（導入する設備の型番が分かるもの。）	●	
12	補助対象住宅の見積書	●	
13	工事請負契約書の写し（契約済みであるものに限る）	○	
14	その他知事が必要と認める書類	○	

6 補助事業の変更・中止

補助事業について、計画の変更等を伴う場合は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を御提出いただく必要がございます。

以下は変更とみなす事項の例です。各事業において異なる場合があるため、必ず事前にご相談をお願いします。

- ・ 補助金申請額が変更となった。
- ・ 導入する設備に変更が生じた。
- ・ 工事の期間等に変更が生じた。 等

(連絡先)

徳島県グリーン社会推進課脱炭素推進室

(1) 太陽光発電設備・蓄電池補助事業

電話番号 088-621-2260

(2) EV・V2H補助事業

電話番号 088-621-2330

(3) ZEH+補助事業

電話番号 088-621-2330

7 実績報告時に必要な書類

実績報告時に必要な書類は以下のとおりです。

※状況により、追加で書類を御提出いただく場合がございます。ご承知おきください。

(1) 太陽光発電設備・蓄電池補助事業

	書類	●必須 ○場合によって必要	チェック欄
太陽光発電設備の導入について、以下の書類が必要です。			
1	実績報告書（様式第5号）	●	
2	補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し	●	
3	工事が適切に行われたことが確認できる写真(以下の①～④を満たす写真を御提出ください。) ①太陽光電池モジュールが全て確認できるもの ②パワーコンディショナー及び太陽電池モジュールを含む建物全体が確認できるもの ③装置の銘板が確認できるもの ④カラー写真	●	
4	工事請負契約書の写し（申請時に提出した場合、変更がなければ不要です。）	○	
5	補助対象設備の保証書の写し	●	
6	（余剰電力を売電する場合） 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し（固定価格買取制度、F I P（Feed-in Premium）制度を利用していないことが分かるもの。）	○	
7	建築基準法に基づく検査済証の写し等（既築住宅であることが確認できる書類）	●	
8	その他知事が必要と認める書類	○	
蓄電池も併せて設置する場合は、以下の書類が必要です。			
9	補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し	●	
10	工事が適切に行われたことが確認できる写真(以下の①～④を満たす写真を御提出ください。) ①蓄電池の本体が確認できるもの ②蓄電池に貼付けされている銘板が確認できるもの ③蓄電池を含む建物全体が確認できるもの ④カラー写真	●	
11	工事請負契約書の写し（申請時に提出した場合、変更がなければ不要です。）	○	
12	補助対象設備の保証書の写し	●	
13	太陽光発電設備と直接連系していることを確認することができる書類（電気配線図等）	●	
14	その他知事が必要と認める書類	○	

(2) EV・V2H補助事業

	書類	●必須 ○場合によって必要	チェック欄
EVの導入について、以下の書類が必要です。			
1	実績報告書（様式第5号）	●	
2	領収書	●	
3	その他知事が必要と認める書類	○	
V2Hも併せて設置する場合は、以下の書類が必要です。			
4	補助対象設備の領収書及び 領収書内訳書の写し	●	
5	工事が適切に行われたことが確認できる 写真(以下の①～⑥を満たす写真を御提出ください。) ①建屋の全景と駐車スペースが確認できるもの ②駐車スペース全景とV2Hが確認できるもの ③設置したV2Hの全体が確認できるもの ④メーカー・型式・製造番号等が鮮明であるもの ⑤スイッチランプやモニターなどで充放電・ 自立運転がわかるもの ⑥カラー写真	●	
6	工事請負契約書の写し（申請時に提出した場合、変更がなければ不要です。）	○	
7	その他知事が必要と認める書類	○	

(3) ZEH+補助事業

	書類	●必須 ○場合によって必要	チェック欄
1	実績報告書（様式第5号）	●	
2	補助対象設備の設置に係る領収書及び 領収書内訳書の写し	●	
3	工事が適切に行われたことが確認できる 写真(以下の①～⑤を満たす写真を御提出ください。) ①外観、内観それぞれの壁1面以上 ②断熱材（施工中に使った断熱材の品名、型番等が 分かるもの） ③開口部（玄関ドア含め、3ヶ所程度） ④設備機器（空調設備、換気設備、給湯設備、照明 設備、太陽光発電設備、 HEMS 等）において、 それぞれ各2枚程度 ・品名が分かるよう近くで撮影したもの ・設置場所が分かるよう遠くから撮影したもの ⑤カラー写真 ※ZEH+の選択条件で「EV充電・充放電設備」 を選択している場合は、充電設備の写真も御提出く ださい。	●	
4	工事請負契約書の写し（申請時に提出した場合、変 更がなければ不要です。）	○	
5	（余剰電力を売電する場合） 電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し	○	
6	その他知事が必要と認める書類	○	

8 補助金の請求・支払

実績報告の審査が完了しましたら、県より補助金確定通知書を交付いたします。確定通知書の交付後、申請者は請求書（様式第6号）を県へ提出してください。請求書を受領してから1か月程度で指定された口座に入金します。

9 財産処分の制限

本補助金により取得した財産（補助をした設備）には処分の制限がかかります。法定耐用年数を超える前に、交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付・担保に供する場合は、事前に財産処分の申請が必要となります。

※補助金の返還となる場合があります。

※必ず事前にご相談ください。

対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年
V2H	6年
EV	【自家用車の場合】 ・普通自動車 6年 ・軽自動車 4年 【貸自動車用の場合】 ・普通自動車 5年 ・軽自動車 4年
ZEH+	15年など（※建造物や設備の種類により異なります。）

10 他の補助金（県内の市町村等で実施するもの）との重複支給

他の補助金において、国庫補助金が利用されていない場合、併給が可能です。

他の補助金については、市町村へ連絡をお願いします。

以下、市町村の太陽光発電設備等の補助金情報をまとめたページのURLです。

[\(https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/5016680/\)](https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/5016680/)

11 よくある質問

(1) 各事業の共通

Q 1

他の補助事業と併用ができますか？

A 1

国費を財源とする同一の補助対象設備に対する補助事業と併用できません。

Q 2 (9月13日追加)

太陽光発電設備等を設置する住宅の所有者は申請者と同一である必要があるか。

A 2

基本的には所有者を対象にするものですが、申請家屋の住宅に居住する者、かつ、生計を同一にする者であれば申請の対象者となります。住民票の「世帯員」等において、確認をさせていただきます。また、確認のため追加で書類の提出をいただく場合がございます。

Q 3 (2月26日追加)

実績報告時に提出が必要な「領収書の内訳」とはどのようなものか。

A 3

領収書に記載の金額の内訳(設備等)が確認できる書類です。申請時に御提出いただいた見積書と変更がなければ、見積書と同等の内容を「領収書の内訳」とし、御提出ください。

(2) 太陽光発電・蓄電池補助事業

Q 1

申請受付の期間はいつですか。

A 1

申請受付の期間は令和5年8月9日～令和6年1月31日までです。

Q 2

新築・既築どちらも対象になりますか？

A 2

既築のみが対象となります。

Q 3

太陽光発電設備(自家発電型)の定義はなんですか？

A 3

当事業でいう太陽光発電設備(自家発電型)とは、発電した電力の30%以上(年平均)を自家消費する、自家消費を目的とした設備のことをいいます。

Q 4

FIT・FIPの認定を取得しないことが補助要件になっていますが、余った電力は売電できないということでしょうか？

A 4

自家消費率が30%以上の状態であれば、FIT・FIP以外による売電は可能です。売電するには電力会社等と系統連系の契約をする必要があります、工事に係る費用は補助対象外です。また、実績報告の際に電力会社等との契約書の写しをご提出いただきます。

Q 5

工事の完了が令和6年3月31日を超える場合でも、補助は認められますか。

A 5

原則、年度内に工事が完了するものに対して、補助を行います。

工事の遅れ等で3月31日までに工事ができない場合、早めにご連絡ください。

※連絡がない場合、補助金の対象から外れる可能性があります。

Q 6

蓄電池のみの申請は可能ですか？

A 6

蓄電池のみの申請はできません。本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備である必要があります。

Q 7

先に設置すると補助金はもらえないのですか？

A 7

新規に太陽光発電設備・蓄電池を購入および設置の方が対象となりますので、既に設置されたものは補助対象外となります。太陽光発電設備・蓄電池の工事着工は、交付決定日以降としていただく必要があります。

(3) EV・V2H補助事業

【EV】

Q 1

申請受付の期間はいつですか。

A 1

申請受付の期間は令和5年8月9日～令和6年2月28日までです。

Q 2

自動車検査証の初度登録（届出）の日は、いつの登録分から補助金の対象となりますか？

A 2

初度登録（届出）の日が令和5年7月6日以降の登録が対象です。

Q 3

車両代金の支払いについて、振込分は、領収書を発行していないのですが、実績報告時に無くても大丈夫でしょうか？

A 3

振込分も領収書が必要です。または、銀行発行の振込証明書（振込金受取書等）でも問題ありません。

Q 4

ローン購入の場合、ローン利用分の領収書は発行していないのですが、実績報告時に無くても大丈夫でしょうか？

A 4

原則、領収書の添付をお願いします。なお、車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者

が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書（申請書は不可）を添付してください。

Q 5

クレジットカード支払いは、（使用時に発行される）「クレジット売上票」でも申請できますか？

A 5

「クレジット売上票」は領収書の代わりにはなりません。領収書が必要です。

Q 6

EVの走行による想定年間消費電力量を再エネ発電設備と接続して、まかなうことができない場合は、補助の対象外ですか。

A 6

原則、想定年間消費電力量を再エネ発電設備と接続して、まかなうことが必要です。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して、設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とします。

【V 2 H】

Q 1

交付申請の期間はいつですか？

A 1

V 2 H充放電設備の工事着工予定日の14日前に申請が必要であり、申請期間の受付は、令和5年8月9日～令和6年1月31日までです。

ただし、申請対象は工事着工予定日が令和5年7月6日以降のものに限ります。

Q 2

先に設置すると補助金はもらえないのですか？

A 2

新規にV 2 H充放電設備を購入および設置する方が対象となりますので、既に設置されたものは補助対象外となります。V 2 H充放電設備の工事着工は、交付決定日以降としていただく必要があります。

Q 3

V 2 Hのみの申請は可能ですか？

A 3

V 2 Hのみの申請はできません。本補助事業で導入するEVの付帯設備である必要があります。

(4) ZEH+補助事業

Q 1

Nearly ZEH+ はZEH+ として補助の対象になりますか？

A 1

補助対象となるのはZEH+のみです。

Q 2

新築・既築どちらも対象になりますか？

A 2

新築のみが対象となります。

Q 3

県の太陽光発電設備の補助や国のZEH+に関する補助事業と併用ができますか？

A 3

県が実施する太陽光発電設備・蓄電池補助と併用はできません。

また、国が実施するZEH+に関する補助事業（例として、国土交通省実施の「こどもエコすまい支援事業」や経済産業省及び環境省による「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業) ZEH支援事業」等）と併用はできません。

Q 4

工事の完了が令和6年3月31日を超える場合でも、補助は認められるか。

A 4

原則、年度内に工事が完了するものに対して、補助を行います。

工事の遅れ等で3月31日までに工事ができない場合、早めにご連絡ください。

※連絡がない場合、補助金の対象から外れる可能性がございます。

Q 5

国が実施する補助制度では、CLTや蓄電池の導入について補助の加算があるが、徳島県でも同様の加算はあるか？

A 5

加算はございません。

Q 6

Z E H+で交付対象となる設備の経費はどのようなものがあるか。

A 6

以下、交付対象設備の例です。

項目	Z E H+
再エネ設備	×
熱利用設備・未利用熱設備	×
断熱等（例：断熱材、窓及びガラス）	○
空調設備	○
給湯設備	○
換気設備	○
コジェネ	×
照明	×
蓄電池	×
エネマネ（例：BEMS、HEMS）	×

Q 7

先に工事をしたものについて、補助金はもらえないのか。

A 7

工事着工前に補助金の交付申請が必要となります。

Q 8（9月13日追加）

Z E H+において、どのような設備を導入すればよいか。

A 8

導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の例を閲覧ください。

以下、環境省の公募要領からの一部抜粋です。

設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準
高断熱外皮	●	該	・外皮平均熱貫流率（UA値）を算出するための 外皮計算に係る部分に用いる断熱材及び窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。 ・構造材、仕上げ材（内装外装）、玄関ドアは補助対象外とする。

設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準
空調設備	●	該	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる居室（※）には、エネルギー消費性能計算プログラム（Webプログラム）において計算できる暖房設備及び冷房設備を導入すること。 ・一次エネルギー消費量の計算の「暖房設備・冷房設備」において「設置しない」という選択はできない。 ※主たる居室が複数ある場合は、その全てに暖房設備及び冷房設備を導入すること。
給湯設備 <ul style="list-style-type: none"> ・電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等） ・ガス潜熱回収型給湯機（エコジョーズ等） ・石油潜熱回収型給湯機（エコフィール等） ・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） ・太陽熱利用システム ・燃料電池（エネファーム等） 	●	一部該 ※燃料電池のみ補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費性能計算プログラム（Webプログラム）において計算できる、いずれかの左記設備を導入すること。 ※ガス（石油）従来型給湯機、ガス（石油）従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。
換気設備（24時間換気に係るもの）	●	該	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費性能計算プログラム（Webプログラム）において計算できる設備を導入すること。 ・換気装置（本体）及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
照明設備（LED照明・蛍光灯）	●	—	—
再生可能エネルギー・システム（太陽光発電システム等）	●	—	—
エネルギー計測装置（HEMS）	●	—	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。 ・住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ※詳細は環境省の公募要領を参照。

●：本事業で導入を必須とすること。
 該：補助対象となるもの。

Q 9 (9月13日追加)

補助金の交付決定前に、「基礎工事」や「浄水槽の工事」を行うことは可能か。

A 9

本補助金の補助対象外である「基礎工事」や「浄化槽の工事」等であれば、交付金の交付決定前に着工しても差し支えありません。

様式1-11「実施計画書」等においては、本工事（補助対象）の着工日の記載をお願いします。

※ただし、申請書類の審査の結果、交付決定できない場合に、県は基礎工事等において一切の責任を負わないため、ご承知おきください。

Q 10 (9月13日追加)

交付対象設備が故障した際は処分制限がかかるか。

A 10

故障した場合も財産処分の制限がかかりますので、県からの承認を受けなければ、廃棄はできません。

なお、補助金の返還については、廃棄した後、自己負担により同等の設備を設置する等、交付条件を継承し、利用を継続する場合には、交付金返還の必要はございません。

Q 11 (9月13日追加)

ZEH+補助事業において、売電を余剰電力方式で行う場合、FIT・FIP制度の認定を取得してもよいか。

A 11

ZEH+補助事業については、FIT等の利用制限はないため、取得可能です。

ただし、太陽光発電・蓄電池補助事業においては、FIT・FIPの取得は出来ません。

12 お問い合わせ先・書類の郵送先



徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課脱炭素推進室（県庁4階）

所在地：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話番号：088-621-2330、2260

FAX：088-621-2845

E-mail：greenshakaisuishinka@pref.tokushima.jp

※郵便で申請の場合は、令和5年8月9日以降の消印が有効となります。

関係書類は、徳島県ホームページよりダウンロードすることができます。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/7217711>